

業務仕様書

業務名

令和2年度地域の安全確保モデル事業業務

徳島県海部郡牟岐町

業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和2年度地域の安全確保モデル事業業務

2. 業務の目的および概要

平成30年6月に発生した大阪府北部地震により学校施設のブロック塀が倒壊したことを受け、沿道から地域へと範囲を広げた安全対策として「地域の安全確保モデル事業」を行い、地域が一体となった安全安心なまちづくりを推進する。行政、地域住民（自主防災会、防災サークル等）、学校関係者、専門家（研究者、建築士会等）、非営利団体等による協議会を設置し、協議会メンバーが連携し、危険なブロック塀の点検、避難路・通学路等の点検、安全な避難路の検討など、地域の安全確保のための先進的かつ総合的な取組を行う。

3. 委託期間

契約締結日から令和3年2月28日までとする。

4. 業務内容等

(1) 連携先および対象地域等

- ・ 主体：牟岐町、
- ・ 連携先：牟岐町自主防災連絡協議会（主に牟岐町東地区の8地区自主防災会）、牟岐町立牟岐小学校・中学校
- ・ 対象地域：牟岐町東地区

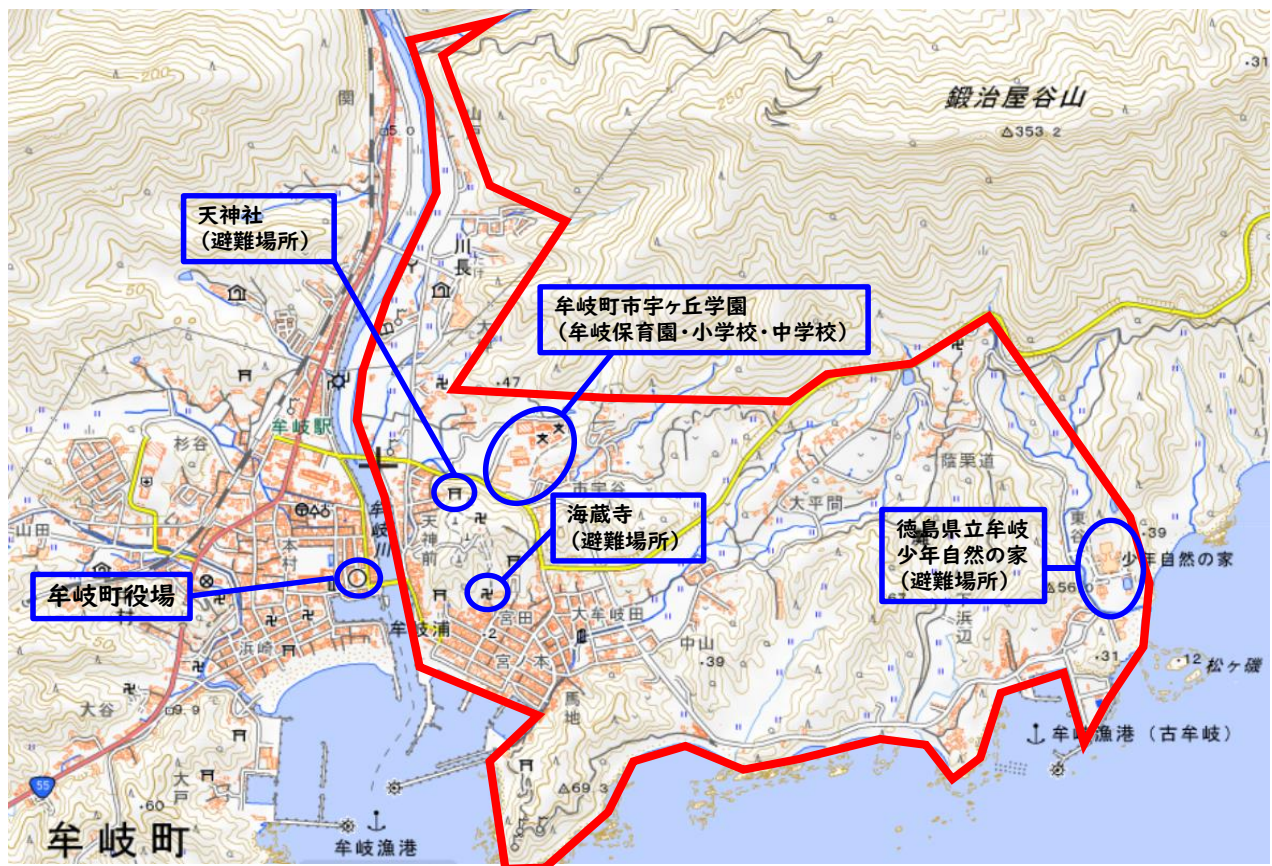


図 対象地域（牟岐町東地区）

(2) 事業内容

- ① 協議会の設置運営と成果報告
- ② ブロック塀の点検調査・結果通知・撤去の呼びかけの実施
- ③ 安全な避難路の検討
- ④ 地震・津波避難訓練と防災学習の実施
- ⑤ その他啓発の実施

5. 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 牟岐町建設課
- (2) 受託者の所在地
- (3) 協議会会員が指定した場所
- (4) 牟岐町が指定した場所

6. 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7. 提出書類等及び納入物件等

(1) 提出書類等（受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

- ア 議事録
- イ 成果報告書
- ウ 業務完了報告書

(2) 納入物件等（受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

ア 業務完了報告書

- 1 提出期限：令和3年2月28日
- 2 提出部数：紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを各1部

8. 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって牟岐町に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

9. 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本町の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、既存の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

12. 業務実施上の条件

(1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。

- (2) 本業務について、業務のための場所（机・椅子等）や消耗品、コピー機、パソコン等の必要機器は受託者で用意すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (4) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 3. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「牟岐町暴力団等排除措置要綱」第3条の規定により、牟岐町が発注する公共事業等から排除する措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 4. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、牟岐町暴力団等排除措置要綱第16条の規定により入札参加排除措置等の措置を講じる。